

令和6年度に任期付職員、臨時的任用教職員、定数内非常勤講師、非常勤学校栄養職員が  
受診する健康診断について

令和6年度 (新たな任用年度)	令和5年度 (旧年度)		受診すべき健康診断
一般任期付職員	令和5年度の状況は関係しない		<b>採用前健康診断 及び定期健康診断</b>
休業等代替任期付職員 臨時的任用教職員 定数内非常勤講師 非常勤学校栄養職員	川崎市立学校の教職員 (下記参照)として任用 されている。 ・正規教職員 ・臨時的任用教職員 ・任期付職員 ・非常勤講師等	採用前健康診断又は教 職員定期健康診断を受 診していない。	<b>採用前健康診断</b>
		採用前健康診断又は教 職員定期健康診断を受 診している。	定期健康診断 ※但し、任用と任用の 間に1日でも任用され ていない期間がある場 合は <b>採用前健康診断</b>